

答 申 第 58 号
平成 28 年 10 月 27 日

兵庫県病院事業管理者
西 村 隆 一 郎 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 28 年 4 月 5 日付け諮問第 1 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記
のことについて、別紙のとおり答申します。

記

県立病院で発生したことが判明した医療事故において、患者に対して誤投与
された薬の名称が記録された文書

答 申

第 1 審議会の結論

兵庫県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）は、対象公文書を公開すべきである。

第 2 諮問の経緯

1 公文書の公開請求

平成 28 年 2 月 12 日、異議申立人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対し、県立病院で発生したことが同月 9 日に判明した医療事故（以下「本件医療事故」という。）において、患者に対して誤投与された薬の名称が記録された文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 実施機関の決定

平成 28 年 2 月 25 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書を送付した。

3 異議申立て

平成 28 年 3 月 3 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 諮問

平成 28 年 4 月 6 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件異議申立てに係る文書の公開を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見陳述において述べている本件異議申立

ての理由は、次のとおり要約される。

(1) 異議申立書の異議申立ての理由

条例第6条第1号の個人情報を理由に投薬ミスに使用された薬の名称を非公開としているが、薬の名称と患者との因果関係が証明されないから、公開すべきである。

(2) 意見陳述における異議申立ての理由

県立病院で事故があっても、被害者である患者側から公表しないしてほしいとの申立てがあれば、医療ミスを公表しないということを、病院局が決めている。患者の人権もあるけれども、県立病院の医療ミスは、ある程度、県民に公表しなければならないと思う。

病院側が医療ミスをマスコミに公表しますよと言ったら、多分患者側は公表しないでと言うと思うし、病院側が患者側をそういう方向にもっていくと思うので、病院側が都合の良いときだけ発表して、都合が悪くなったら発表しないということになり、病院側のミスが表に出てこなくなる。

薬の名称が公開されても私が被害者の患者に行き当たることはないと思うので、患者側に表に出さないで欲しいという意味が強いとしても、公開できるところはあり、公開すればよいと思う。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が意見書及び口頭による理由説明において述べている非公開の理由は、次のとおり要約される。

1 説明の趣旨

「実施機関の行った本件処分は妥当である。」との答申を求める。

2 非公開決定の理由

(1) 医療事故に対する情報公開の取扱いについて

実施機関では、診療に過誤がある医療事故について、患者又は患者家族（以下「患者等」という。）の個人情報が特定又は識別されないようにした上で、自主的に事故情報を公表してきた。事故情報の公表に当たっては、患者等が拒否した場合は公表を控えていたものの、患者等の同意までは要しないものとしていた。しかし、公表後の公開請求によって、公表した事故情報よりも多くの情報が公開され新聞報道されたため、実施機関に患者等から苦情が寄せられていた。

そのため、実施機関では、平成26年7月23日付けで、患者等から条

例第6条第1号後段の「個人の権利利益を害するおそれがある」ことを理由に公開を希望しないという明確な意思表示があった場合（具体的には、患者等から「診療経過等の情報が公開されることにより、精神的苦痛を被ることから、当該情報の公開が行われないう希望する」旨の申出書の提出を求めている。）に限り、診療に関する情報を非公開とする取扱いとした。

なお、患者等から当該申出書の提出がない場合は、病院側に過誤のあった医療事故について自主的に公表を行っている。

(2) 本件医療事故に対する情報公開の取扱いについて

本件医療事故については、医療事故発生後、患者等から病院長あてに上記(1)の申出書が提出されたため、実施機関は、自主的な公表を行わなかった。

本件医療事故から概ね1年後に、本件医療事故の報道があり、本件公開請求は、この報道を契機として報道されなかった薬の名称について公開請求するものである。

報道された本件医療事故の内容は、患者等の個人情報特定又は識別されない内容ではあるものの、特に、まれな疾患であれば、親族、近隣の住民や友人等に対して個人を特定されてしまう可能性が高いため、少しの情報のみでも患者等は他人に知られてしまったという意識を持つ場合がある。

本件医療事故は、たとえ患者等の個人情報特定又は識別されていなくても、患者等から条例第6条第1号後段の「個人の権利利益を害するおそれがある」ことを理由に公開を希望しないという明確な意思表示として、患者等が署名した申出書が提出されていることから、本件医療事故に係る患者の身体的な状況や診療経過等に関する全ての情報について非公開決定を行っている。

第5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提示された対象公文書を精査した結果、次のとおり判断する。

1 医療事故に対する実施機関の情報公開の取扱いについて

実施機関では、診療に過誤がある医療事故について自主的に事故内容を公表するに当たって、患者等から同意を得るようにしている。患者等から同意が得られない場合は、患者等から条例第6条第1号後段を理由に公開を希望しないという明確な意思表示として、患者等が署名した申出書の提

出を受けることとしている。

当該申出書は、「医療事故にかかる公文書公開に関する申出書」と題し、「平成 年 月 日に（病院名） で生じた医療事故にかかる身体的な状況や診療経過等に関する情報については、他人に知られることにより不快感、不安感等の精神的な苦痛を被ることから、情報公開が行われないよう希望します。」とあらかじめ記入された申出書の様式に、患者等が「事故発生日」と「病院名」を記入し、署名欄に署名する様式となっている。

実施機関は、患者等から当該申出書の提出があれば、医療事故の自主的な公表を行わないだけでなく、条例に基づく公開請求がなされた場合においても、条例第6条第1項後段に規定する「個人の権利利益を害するおそれがある」に該当するとして、公開請求の対象となる公文書を非公開としている。

しかし、当該申出書が提出されたことをもって、条例第6条第1項後段に該当する旨を非公開決定の理由とすることは、公開請求があったとき非公開情報を除いて公開することを定めている条例第6条の趣旨を逸脱した取扱いであり、妥当とは言えない。条例第6条該当性の判断はあくまで当該情報の内容性質に照らして客観的に行われるべきものである。そこで以下、条文と情報の内容性質に照らして判断する。

2 条例第6条第1号の該当性について

本件の薬は、患者に誤投与されたものであり、その名称が公開され、すでに新聞等で報道された情報と照らし合わせても、患者の病名や氏名を特定することにはつながらず、特定の個人を識別することはできないため、条例第6条第1号前段には該当しない。

また、同号後段の「なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接にかかわる情報や個人の識別性のある部分を除いて公開しても、なお個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報である。本件の薬は、患者に誤投与されたものであり、その名称は、個人の人格と密接にかかわる情報として、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報とまでは言えない。

よって、本件の薬の名称については、条例第6条第1号に該当しない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 28 年 4 月 6 日	・ 諮問書の受領
平成 28 年 4 月 21 日	・ 諮問庁から意見書を受領
平成 28 年 7 月 26 日 第 2 部会 (第 43 回)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 28 年 10 月 4 日 第 2 部会 (第 46 回)	・ 審議
平成 28 年 10 月 25 日 第 2 部会 (第 47 回)	・ 審議
平成 28 年 10 月 27 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久
委 員 後 藤 玲 子
委 員 桜 間 裕 章
委 員 福 井 義 三
委 員 前 田 雅 子